

# 未成年者飲酒防止における法律の昔、今、そしてこれから

放送大学  
教授  
大曾根 寛

未成年者の飲酒は禁止されており、法律違反だということは誰もが知っています。しかし、未成年者の飲酒がどのような法律で禁止されていて、それを破った場合に、誰にどんな罰が科されるのかは、よく知らない方も多いのではないのでしょうか。放送大学で法律を教える大曾根先生に、未成年者飲酒防止における法律の昔、今、そしてこれからについてお話を伺いました。 編集部

## ● 未成年者飲酒禁止法が じわるまで

### 困難を極めた立法活動

「未成年者飲酒禁止法」が成立したのは、1922年（大正11年）のことです。最大の功労者は、衆議院議員の根本正氏でした。

すでに1900年に未成年者喫煙禁止法が成立しており、未成年者の喫煙は禁止されていました。根本氏が未成年者飲酒禁止法の立法に向けて活動を始めたのは、ちょうどこのころです。

当時から、未成年者の飲酒が心身の健全な発達を妨げることはわかっていました。政府の専売だったタバコの規制は賛同を得やすかったのですが、民間で製造・販売していた飲酒の規制は産業界の反発を受けたそうです。

提案を繰り返すうちに、徐々に衆議院の賛同は得られるようになってきました。しかし、続く貴族院での賛同が得られず、根本氏の立法活動は困難を極めました。当時の帝国議会は、衆議院と貴族院の二院制です。両院で可決されなければ、法律は成

立しません。

### 国益を訴え立法を果たす

根本氏は、議会を説得するために3つの主張を行いました。

1つ目は、未成年者の飲酒は、当時の富国強兵政策に合わないということです。

1894〜5年の日清戦争を経て、日本は1904〜5年に日露戦争を戦いました。国の課題として兵力の増強が叫ばれる中で、兵力の源泉である子どもの健全な成長を妨げる未成年者飲酒は望ましくないと、という主張です。

また、労働力の確保という点も主張されました。日清戦争のころには第一次産業革命で織物工業が発展し、日露戦争以降の時期は第二次産業革命で重化学工業が発展しました。これらの産業を担う労働者は健全な肉体を持つべきで、未成年者の飲酒はそれを妨げるといのです。

この主張が根本氏の本音であったかどうかは、わかりません。しかしながら、それでも言わないと議会を説得できなかったのでしょうか。2つ目は、文化の面で先進国入り

するために必要だということです。

欧米諸国に追い付け追い越せと努力している中で、欧米では取り締まりの対象である未成年者の飲酒が、日本で野放しになっているのは恥ずかしい。国家として教育的・文化的ではない、という主張です。

根本氏はアメリカに留学し、欧米から文献を取り寄せ、精力的に調査活動を行いました。

3つ目は、大正デモクラシーを背景とした、国民教育の重要性です。1921〜2年におけるワシントン会議を経て、ワシントン海軍軍縮条約が採択されました。これから軍艦を減らさなければならぬ中、兵力増強に留まらない理由が必要になったのです。

当時、少年の反社会的行為が問題になっていました。そこで、根本氏は「不良少年は近代国家にふさわしくないばかりか、教育費を無駄にすることに」と主張しました。未成年者飲酒禁止法が成立する直前の議事録には、国民教育という言葉がさかんに出てきます。

1922年3月、根本氏による23年にも及ぶ活動が実を結び、未

成年者飲酒禁止法はようやく成立にこぎつきました。

ちなみに、1922年には他にも少年法や矯正院法が成立しています。いずれも少年の更生を目的とした法律です。この時代、いかにこの問題が深刻化していたかわかります。

### 4度にわたる改正

その後、未成年者飲酒禁止法は4度改正されています。

最初の改正は、1947年です。終戦後のこの時期、敗戦によりた

くさんの法律が改正されました。日本国憲法の制定や家制度の廃止により、第4条から「戸主」「家族」の記述が削除されました。

その後しばらくは改正されませんでした。1999年には、4条に明確に、個々人（自然人）と法人を共に罰する両罰規定が設置されました。その翌年、2000

年の改正では、第3条第1項で厳罰化されました。さらにその翌年、2001年には、第1条第4項に年齢確認を義務付ける記述が追加されました。いずれも、詳細は後

ほど説明します。

時代の要請に応える形で、未成年者飲酒禁止法も大きく変わってきています。このことは、法学者として評価したいと思います。

### 未成年者の飲酒を禁止し 自己責任を否定

未成年者飲酒禁止法は、刑法の一種です（図表1）。犯罪の成立要件や、これに対する刑罰を定める法律を刑法といっています。

第1条第1項では、未成年者を定義した上で、未成年者の飲酒を

図表1 未成年者飲酒禁止法

注：カタカナと漢数字をそれぞれ、ひらがなと算用数字に変換しています。

#### 第1条

- 1項 満20年に至らざる者は酒類を飲用することを得ず
- 2項 未成年者に対して親権を行ふ者若し親権者に代りて之を監督する者未成年者の飲酒を知りたる時は之を制止すべし
- 3項 営業者にして其の業態上酒類を販売又は供与する者は満20年に至らざる者の飲用に供することを知りて酒類を販売又は供与することを得ず
- 4項 営業者にして其の業態上酒類を販売又は供与する者は満20年に至らざる者の飲酒の防止に資する為年齢の確認其の他の必要なる措置を講ずるものとす

#### 第2条

満20年に至らざる者か其の飲用に供する目的を以て所有又は所持する酒類及其の器具は行政の処分を以て之を没収し又は廃棄其の他の必要なる処置を為さしむることを得

#### 第3条

- 1項 第1条第3項の規定に違反したる者は50万円以下の罰金に処す
- 2項 第1条第2項の規定に違反したる者は科料に処す

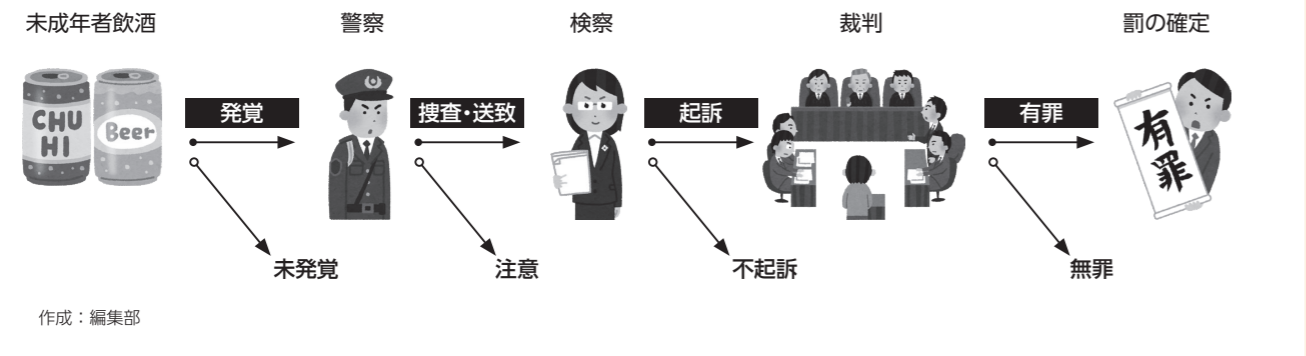
#### 第4条

法人の代表者又は法人若し人の代理人、使用人其の他の従業者が其の法人又は人の業務に関し前条第1項の違反行為を為したるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に対し同項の刑を科す

出典：e-ヘルスネットを基に編集部が整理



図表2 未成年者飲酒が有罪になるまで



作成：編集部

禁止しています。

ポイントは、未成年者の飲酒を禁止しても、未成年者自身を罰することはないということです。

禁止することと罰することは、違います。罰せられるのは、未成年者飲酒に加担したり、知っていて制止しなかったりする大人や法人です。未成年者飲酒禁止法は、未成年者の刑事法上の責任を否定しています。

**未成年者飲酒に加担した者を罰する**

第1条第2項では、未成年者の親権者や監督代行者に対して、未成年者の飲酒を知った場合に制止する義務があると定めています。

悩ましいのが、監督代行者の範囲があいまいであることです。

2004年の判例を見てみましょう。塗装業を営む者が、二人の少年を雇っていました。その雇い主が少年をスナックに連れて行ったり、自宅でお酒を飲ませたりして捕まったのです。

その雇い主は裁判（2004年9月30日、宇都宮家庭裁判所栃木支部判決）で無罪になりました。あくまで塗装業のために少年を雇っているものであって、彼らの成長や発達を見

守る義務はない、というのが判決の理由です。

ただかか十数年前のことですが、同じ裁判が今行われて同じ判決になるかは疑問です。親の代わりに子どもを預かる立場の人、たとえば学校の先生や福祉施設の施設長は監督代行者に該当するという認識が、現在は一般的になっていると思います。

少し飛んで、第3条第2項を見てみましょう。ここでは、親権者・監督代行者について、第1条第2項で定めた義務を怠った場合の罰則を明記しており、「科料を処す」とあります。科料は、1万円未満の罰則です。

戻りまして、第1条第3項は、書いてある通りですね。未成年だと知っていたいながら、お酒を売ったり飲ませたりしてはいけないということです。

販売と供与の違いがわかりにくいので、説明しましょう。販売は、酒屋さんやスーパー、コンビニなどで、お金と引き換えにお酒を渡すことをいいます。供与は、居酒屋やレストラン、バーなどで、お金と引き換えにお酒と飲む場を与えることをいいます。

営業者について、第1条第3項で定めた義務を怠った場合の罰則は、一過性の飲酒でしたら、注意して終わることがほとんどです。しかし、常習的で悪質だと判断された場合には、警察による捜査が始まります。

捜査の結果、未成年者にお酒を提供・供与している営業者や、飲酒を制止しなかった親権者・監督代行者の存在が明らかになったとしましょう。すると、警察は取り調べを行い、検察に送致します。

次に、検察が取り調べを行い、調書を取ります。社会的に重要な事件で、裁判で有罪になる見込みが高いと判断されれば、裁判所に起訴されます。

警察庁によると、未成年者飲酒禁止法違反の疑いによる送致件数は、2014年で120件でした。しかし、その後起訴されることはほぼなく、ここ10年ほど同法違反の疑いによる裁判は行われていません。

裁判になると、検察から被告人尋問を受けます。あらゆる証拠をすべて出して、未成年者飲酒禁止法に抵触しているかどうかの結論を出します。有罪になれば、親権者・監督代行者であれば1万円未満の科料が、営業者であれば1万円以上50万円以

第3条第1項で規定されています。未成年者に酒類を販売・供与した営業者、つまりお店に対しては、1万円以上50万円以下の罰金を科しています。

第3条第1項は、2000年の改正で厳罰化された条文です。それ以前は、未成年者であること知りながら酒類を販売・供与した営業者と、未成年者の飲酒を知って制止しなかった親権者や監督代行者に対して、等しく比較的軽い刑罰の科料が科せられていました。しかし、未成年者飲酒から利益を得る可能性のある営業者に対しては厳罰化され、1万円以上50万円以下の罰金が科せられるようになったのです。

**法人の義務と責任を明確化**

第1条第4項は、2001年の改正で追加されました。お酒を販売・供与する者に年齢確認を義務付けるものです。

コンビニのレジでお酒のバーコードを店員が読ませると、レジから「年齢確認が必要な商品です」という音声がかかります。これは、この条文が定める義務を果たしているのです。未成年者飲酒の防止に大変大き

な効果を挙げていると思います。

第2条は、実際には大きな意味のない条文です。警察による捜査が行われると、証拠品を没収することがあります。未成年者飲酒の場合、それはお酒やグラス、ジョッキ、缶などが該当します。

第3条は先ほど説明しました。第4条は、1999年の改正で追加されました。明確な両罰規定が設置されています。

両罰規定とは、未成年者に酒を販売・供与したときに、私たち個人（自然人）だけでなく、法人にも罰を科すというものです。法律の実効性を高めるために、法人の責任を明確にすることで、個人のせいにして言い逃れできないようにしています。

**悪質なら起訴されることも**

未成年者飲酒禁止法に違反した場合、どのような経過を経て罰せられるのでしょうか。その流れを見てみましょう（図表2）。

未成年者の飲酒は、市民の通報で発覚することがほとんどです。警ら隊が街中で見つけることや、児童相談所への相談で発覚することもありますが、監督代行者の定義があいまいです。また、未成年者の飲酒を知った場合に制止することが義務付けられていますが、具体的にどうしなければならぬか、はつきりしません。

今も昔もそうですが、わざとあまいにして法律を通すことがよくあります。どこまでが監督代行者に含まれるか、裁判で争われるくらいあまいのが現状です。法律の実効性の観点からは、あいまいさはなるべく排除すべきです。

今の時代に合わせていくならば、学校、塾、児童福祉施設、企業など、未成年者にかかわるすべてを監督代行者として含めると条文で定めてもよいと思います。また、これは条文化するのには難しいと思いますが、どのように制止すべきかという指針を示すことが法律の効果を高めると思います。

3つ目は、酒類を販売・供与する営業者に対する、さらに強い行為義務や努力義務・マニュアルなどの設定です。現在は禁止して罰則を科しているだけですが、本当にそれだけでよいのでしょうか。何らかの義務や努力義務、到達目標などを示すことが必要だと、私は考えます。

**課題と展望**

**あいまいさを排除し 必要な義務を課すべき**

3つ、課題を挙げたいと思います。まず、私が個人的にとっても気になっているのが、未成年者飲酒禁止法の条文がいまだにカタカナでなっていることです。本誌では条文をひらがなにしているのですが、カタカナの条文は相当読みにくいのです。法律を知ってもらう、守ってもらうという気持ちが見えてきません。

刑法も民法も、平成に入ってひらがな書きに変更されています。未成年者喫煙禁止法と併せて、ぜひひらがなにしてほしいと思いますね。

2つ目は、先ほども少し触れましたが、第1条第2項についてです。

## 基本法で最低基準がつけられる

監督代行者と業者の問題に対しては、2013年に成立したアルコール健康障害対策基本法(図表3)が密接にかかわってきます。

アルコール健康障害対策基本法は、広範で多岐にわたるアルコール関連問題への包括的・統一的な施策を行うことを定めた法律です。基本法は、さまざまな法律に対して優越的な地位を持ち、当該分野の方向づけを行い、他の法律や行政を指導・誘導する役割を果たしています。

まず、今後は「こうしてはいけない」「こうすべき」という最低基準か、もしくは最低基準を考えるための前提が示されてくると思います。これにより、家庭や学校、職場などにおけるルールづくりが行われるはずです。

## 未成年者飲酒禁止法に

### 基本法が与える影響

先ほど、監督代行者の定義があいまいで、未成年者の飲酒を知った場合に具体的にどうすればよいかはつきりしない、と述べました。また、酒類を販売・供与する業者に対する

行為義務や努力義務が規定されていない、とも申しました。

基本法ができたことで、これらの問題に対して改善される可能性が見えてきています。

基本法第6条では、事業者の責務を規定しています。事業活動を行うにあたり、アルコール健康障害の発生、進行および再発の防止に配慮するよう努めると同時に、国や地方公共団体が実施する対策に協力しなければなりません。

また、第7条では、国民がアルコール関連問題への関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならないと規定されています。

このように、基本法に基づき対策を行う上で、関連する法律を見直す必要が出てきます。未成年者飲酒禁止法が抱える課題も、改善されてくるでしょう。

2月10日、基本法に定められた手順に則り、「アルコール健康障害対策関係者会議」によって基本計画(案)に関する意見が取りまとめられました。基本計画とは、具体的な施策や目標、その達成時期を定めるものです。これは大きな効果を持つ

図表3 アルコール健康障害対策基本法(抜粋)

### 第一章総則

#### (目的)

第一条 この法律は、酒類が国民の生活に豊かさや潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高いことに鑑み、アルコール健康障害対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、アルコール健康障害対策の基本となる事項を定めること等により、アルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進して、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせてアルコール健康障害を有する者等に対する支援の充実を図り、もって国民の健康を保護するとともに、安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (事業者の責務)

第六条 酒類の製造又は販売(飲用に供することを含む。以下同じ。)を行う事業者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めるものとする。

#### (国民の責務)

第七条 国民は、アルコール関連問題(アルコール健康障害及びこれに関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題をいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、アルコール健康障害の予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。

ため、いずれ条文に還元されてくるかもしれませんが。

しかしながら、指針や安全配慮義務を含めた、社会全体による支援を促すための法律となると、刑法の枠組みを超えてしまいます。刑法の枠組みの中で、足りない分をガイドラインなどで補てんするか、もしくは新しい法律の体系をつくるのか、これから議論されてくると思います。

### 参考

根本正顕彰会ホームページ  
日本禁酒同盟ホームページ  
帝国議会(衆議院・貴族院)議事速記録  
国会(衆議院・参議院)会議録

### ■おおそね・ひろし

放送大学教授、アル法ネット顧問。  
1950年東京都に生まれる。1975年法政大学法学部法律学科卒業。1985年東京都立大学大学院博士後期課程満期退学。現在、放送大学教授。専攻は福祉政策・社会保障法・職業リハビリテーション。アルコール健康障害対策基本法を推進するアル法ネットにて顧問を務めている。著書に『社会福祉と権利擁護』『福祉政策の課題—人権保障への道』『社会福祉と法』など多数。